

競売（公売）農地の買受適格者証明について

農地の競売（公売）に参加するには、飯山市農業委員会の証明が必要です。

1 競売（公売）農地の買受適格者証明について

民事執行法による農地の売却又は税法による滞納処分により公売に付された農地の売却について、競売、公売に参加するには、飯山市農業委員会（又は長野県知事）による証明が必要になります。これは、農地法上の農地権利取得の資格の有無をあらかじめ確認するものです。

2 申請の手続き

農地の競売（公売）に参加し農地を買い受けるとき、農地として使用する場合は「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願」、農地以外のもの（宅地等）に転用する場合は「農地法第5条目的の買受適格者証明願」に必要な書類を添付し、農業委員会に提出してください。

添付書類は農地法第3条、第5条許可申請の場合と同様です。

飯山市農業委員会の場合、申請書の受付期間は毎月5日から15日（休祝日の場合はその前日）となります。

飯山市農業委員会会長の証明の場合は、農業委員会総会（毎月26日前後）以降に、県知事の証明の場合は翌月の10日前後に証明書が交付されます。入札期日までに余裕をもって申請してください。

なお、競売（公売）農地を落札した場合、第3条目的の場合は「農地法第3条による許可申請」が、第5条目的の場合は「農地法第5条の規定による許可申請」が改めて必要となります。

3 審査の基準

買受適格者であるか否かの判断は、農地法第3条、第5条の許可基準と同様になります。